

二

昭和十六年十一月二十九日

東北振興電力株式會社
昭和十六年十一月二十七日附振送字第四大號ヲ以テ申請ニ
係ル其社一戸町址東北電燈株式會社ト補給電力需給
力需給ニ處々意見書交換件認可ス

案

開シ意見書交換件認可伺

局長

監理官

印

監

北第一六〇五九

大土元

大土元

大土元

内閣總理大臣

概要

本件ハ一町が渴水時補給用トシテ有シタ
一町大力發運所ガ軍ニ徵用セマシタル者之
代ルハ*補給電力ヲ供給セントスルモノナリ

裏面白紙

内閣東監第三二二一號

東北振興電力株式會社

昭和十六年十一月二十七日附振營第四六號ヲ以テ申請ニ係ル其
ノ社一關町竝東北電燈株式會社ト補給電力需給ニ關スル覺書交
換ノ件認可ス

昭和十六年十一月二十九日

内閣總理大臣 東條英機

内閣

監 三二二

振營第囬六號

昭和十六年十一月二十七日

東北振興電力株式會社

社長 川越丈雄

内閣總理大臣 東條英機殿



一關町並東北電燈株式會社トノ間ニ補給電力需給ニ關シ別紙案ノ通
覺書交換致度ニ付御認可被成下度昭和十一年十二月一日附内閣東發
甲第二十四號命令書ニ基キ此段及申請候也

東北振興電力株式會社

添 附 書 類

- 一、申請ノ概要
- 二、需給要綱
- 三、電氣料金算出說明書
- 四、補給電力需給ニ關スル覺書案

(日本標準規格B4判)

(A)

一、申請ノ概要

本件ハ一關町ガ湯水時補給用トシテ有シタル一關火力發電所（出力三〇〇キロワット）ガ今回軍ニ徵用セラレタル爲之ニ代ルベキ補給電力ヲ供給スルニ付御認可ヲ申請スルモノトス。

追而一關町ニ對シテハ現在當時電力ニ五〇キロワット（東北電燈會社ニ託送）ヲ供給中ニシテ本件電力モ右ニ同ジク東北電燈會社ニ託送供給ヲナスモノトス。

二、需給要綱

供給地點

弊社、東北電燈間

弊社ノ黒澤尻變電所

東北電燈、一關町間

一關町ノ臺町變電所

供給電壓

弊社、東北電燈間

三一、五〇〇ボルト

東北振興電力株式會社

東北電燈、一關町間

三九〇〇〇ボルト

供給電力

三者間補給電力最大五〇〇キロワット

供給期間

自昭和十七年一月一日至三月十五日

自昭和十七年八月十日至九月十日ノ二期間

電氣料金率

三者間一キロワット時ニ付金二・五錢

責任負荷率

五〇パーセント

覺書

自送電開始ノ日ヨリ

有效期間

至昭和十七年九月十日

標準料金

説明書

昭和十七年十月二十五日附内閣東監第一五六號ヲ以テ御認可相受
タル昭和十六年度事業計畫ニ於テハ「資金計畫並收支計算書」ニ

（日本標準規格出刊）

(A)

記載ノ通昭和十六年度供給開始電力ノ標準料金ヲ六万ボルト渡ニ
於テ左ノ通定メタリ

但シ三万ボルト渡常時電力ハ六万ボルト渡料金ノ一厘増トヌ
常時電力 一キロワット時ニ付 金一錢六厘五毛 〔責任負荷率
六〇バーセント〕

特殊電力 一キロワット時ニ付 金 七厘五毛

補給電力 一キロワット時ニ付 金二錢五厘

〔責任負荷率
五〇バーセント〕

即チ今同契約電力ハ右ノ標準ニ據リタルモノトス

備考 弊社ハ一關町ノ使用電力量ニ對シ託送料金トシテ一キ

口ワット時ニ付金一厘フ 乘ジタル金額ヲ東北電燈會社
ニ支拂フモノトス

四 補給電力需給ニ關スル覺書案

別紙ノ通

東北振興電力株式會社

(日本標準規格B4判)

補給電力需給二開スル覺書（補給覺書）
案

一

開

町

東北電燈株式會社
東北振興電力株式會社

補給電力需給ニ關スル覺書

一關町（以下一關ト稱ス）東北電燈株式會社（以下東北電燈ト稱ス）及
東北振興電力株式會社（以下振電ト稱ス）ノ三者間ニ昭和十五年一月二
十三日附ヲ以テ締結ニ係ル電力需給契約（以下原契約ト稱ス）ニ附帶シ
補給電力需給ニ關シ協定スルコト左ノ如シ

第一條 振電ハ原契約第一條所定ノ當時電力ノ外補給電力最大三〇〇キ
ロワットヲ追加シテ東北電燈ニ供給シ東北電燈ハ一關ノ臺町變電所ニ
於テ同量ノ電力を原契約所定ノ電力ニ追加シテ一關ニ供給スルモノト
ス

前項所定ノ補給電力ノ需給期間ハ昭和十七年一月一日ヨリ同年三月一
日ニ至ル期間トス

第二條 前條第二項所定ノ補給電力ノ需給期間中各月ニ於ケル原契約第
十條及本覺書第五條ノ料金計算ニ使用スル當時電力量及補給電力量ノ
内譯ヲ左ノ通トス

一、原契約第一條ノ當時電力ニ其ノ月ノ所定需給時間數ヲ乘シテ得タル
キロワット時數ノ六〇パーセントニ相當スル電力量ヲ當時電力量ト
ス

二、前號ノキロワット時數ヲ超過シ本覺書第一條第一項所定ノ補給電力
ニ其ノ月ノ所定需給時間數ヲ乘シテ得タルキロワット時數ノ五〇バ
ーセントニ達スル迄ノ電力量ヲ補給電力量トス

三、前號ヲ超過シタル電力量ハ前二號ノキロワット時數ノ正比例ニ按分
シ夫々之ヲ當時電力量及補給電力量トス

第三條 一關、東北電燈間及東北電燈、振電間各需給當事者力相手方ニ
對シ互ニ補償スル本覺書第一條ノ補給電力ノ責任需給電力量ハ同條第
二項所定ノ期間ニ付同條第一項所定ノ電力ニ右各期間ノ總曆時數ヲ乘
シテ得タルキロワット時數ノ五〇パーセントトス

第四條 本覺書第一條所定ノ補給電力ノ料金率ハ一千ロワット時ニ付金

二錢五厘トス

第五條 本覺書第二條第二號及第三號ニ依リ算定シテ得タル補給電力量ニ前條所定ノ料金率ヲ乗シテ得タル金額ヲ其ノ月ノ補給電力ノ料金トシテ一關ハ東北電燈ニ東北電燈ハ振電ニ支拂フモノトシ振電ハ右ノ電力量ニ金一厘ヲ乘シテ得タル金額ヲ電力委託輸送料金トシテ東北電燈ニ支拂フモノトス

前項ノ料金支拂期間ハ計量ノ日ヨリ十日トス

本覺書第一條第二項所定期間内ノ東北電燈及一關ノ補給電力需用電力量ノ總量カ本覺書第三條所定ノ責任需給電力量ニ達セサルトキ又ハ全ク需用セサルトキト雖モ右責任需給電力量ニ相當スル金額ヲ精算シ昭和十七年三月二十五日迄ニ一關ハ東北電燈ニ東北電燈ハ振電ニ夫々支拂フモノトス

第六條 振電ハ湯水期ニ於ケル電力配給上ノ都合ニ依リ東北電燈ニ對スル毎一日ノ補給電力供給量ヲ三、六〇〇キロワット時以上ノ範圍ニ於テ

制限シ得ルモノトシ東北電燈ハ之ト同時ニ一關ニ對スル供給電力量ヲ同機制限シ得ルモノトスコノ場合ニ於テハ少クトモ二十四時間以前ニ毎時間ノ供給電力ヲ三者打合セノ上決定スルモノトス

第七條 送電上ノ責任分界點ノ電源側ニ於ケル事故其他受電者側ノ責ニ諸スヘカラサル事由ニ因リ東北電燈カ一關ニ對シ又振電カ東北電燈ニ對シ十分間以上ニ亘リ其ノ供給電力ノ全部又ハ一部ノ送電ヲ停止シタルトキハ減停電電力を原契約第一條所定ノ當時電力ト本覺書第一條所定ノ補給電力トノ正比例ニ接分シ當時電力ニ相當スルキロワットニ減停電時間數ヲ乗シテ得タルキロワット時數ノ六〇パーセントヲ本覺書第二條第一號ノ電力量ヨリ控除シ補給電力ニ相當スルキロワットニ減停電時間數ヲ乗シテ得タルキロワット時數ノ五〇パーセントヲ本覺書第二條第二號ノ電力量及第三條ノ責任需給電力量ヨリ控除スルモノトス但振電及東北電燈が本覺書第六條ニ依リ減電シタル電力ハ本條ニ於ケル減停電電力トシテ認メサルモノトス

第八條 本覺書第一條第二條ノ補給電力需給期間中一關ノ使用電力カ原契約第一條所定ノ當時電力並ニ本覺書第一條所定ノ補給電力ヲ超過シタルトキハ超過電力ノ其ノ月中ノ最大ナルモノヲ原契約第一條所定ノ當時電力ト本覺書第一條所定ノ補給電力トノ正比例ニ按分シ當時電力ニ相當スル超過キロワットヲ原契約第一條所定ノ當時電力ニ加算セルモノヲ以テ原契約第十四條ニ於ケル實際使用最大電力トナシ且補給電力ニ相當スル超過キロワットニ其ノ月ノ所定需給時間數ヲ乘シテ得タルキロワット時數ノ五〇パーセントヲ本覺書第三條所定ノ責任需給電力量ニ加算スルモノトス但振電及東北電燈ハ電力配給上ノ都合ニ依リ一關ノ超過需用ニ應セサルコトヲ得ルモノトス

第九條 本覺書ノ有效期間ハ送電開始ノ日ヨリ昭和十七年三月一日迄トス

第十條 前各條項以外ノ事項ハ總テ原契約ニ準據スルモノトス
右覺書ノ證トシテ本書三通ヲ作成シ各自其ノ一通ヲ保有スルモノトス

昭和十六年十一月二十日

一關町長橋本元

東北電燈株式會社
取締役社長 小林久治
東北振興電力株式會社
社長 川越丈雄

東北振興電力株式會社業務監督ニ關スル命令書

第一條 東北振興電力株式會社左記規程ヲ制定セントスルトキハ其ノ事由及實施期日ヲ具シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ改廢セントスルトキ亦同ジ

記

(1) 社務章程

(2) 職制

(3) 營業規程

(4) 會計規程

(5) 報酬及給與規程

(6) 投資及助成規程

(7) 其ノ他重要ナル規程

第二條 東北振興電力株式會社顧問又ハ參與ヲ嘱託セントスルトキハ其ノ事由及履歴ヲ具シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ解任セントスルトキ亦同ジ

第三條 東北振興電力株式會社役員ノ報酬ヲ定メ又ハ手當ヲ給セントスルトキハ職氏名及金額ヲ具シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條 東北振興電力株式會社ハ營業期毎ニ事業計畫ヲ定メ豫算書ヲ添ヘ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

事業計畫又ハ豫算ノ内容ニ重大ナル變更ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第一項ノ認可申請ハ營業期開始ノ二月前迄ニ之ヲ爲スベシ

第五條 東北振興電力株式會社ハ營業期毎ニ其ノ決算ニ付内閣總理大

臣ノ承認ヲ受クベシ

第六條 東北振興電力株式會社株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキハ其ノ事由、金額及期日ヲ具シ拂込通知發送ノ一月前迄ニ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條 東北振興電力株式會社投資若ハ助成ヲ爲シ又ハ重要ナル契約ヲ爲サントスルトキハ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第八條 東北振興電力株式會社重要ナル財產ヲ處分シ又ハ之ヲ擔保ニ提供セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第九條 東北振興電力株式會社他ノ會社ノ株式若ハ社債ノ引受又ハ買入ヲ爲サントスルトキハ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ株式又ハ社債ノ處分ヲ爲サントスルトキ亦同ジ
第十條 東北振興電力株式會社ハ預入銀行ヲ定メ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ申請ニハ其ノ銀行ノ確實ヲ證スベキ調査書ヲ添附スベシ

第十一條 本命令ニ規定セザル事項ト雖モ會社ノ營業上重要ナリト認ムルモノニ關シテハ内閣總理大臣ノ認可ヲ受クベシ